

3省連携強化に向けたこれまでの取組

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

開催状況

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- 第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)
- 第3回連絡協議会 (令和4年7月6日開催)

住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ

- 住宅確保要配慮者の居住支援については、国土交通省、厚生労働省及び法務省において、それぞれ支援策等を講じているものの、未だ住宅確保が容易ではない状況があることから、住宅分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備に向けて、住まい支援の現場における課題の把握・共有を目的として、3省の関係課並びに関係団体から構成される「住まい支援における課題の把握に関するWG」を設置※し、令和4年度に全6回にわたって意見交換を実施。

※3省関係部局の局長級及び関係団体から構成される「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」の下に設置

- WGにおいて委員から発言のあった、住まいの支援の現場における実践的な取組やそこから見えてきた具体的な課題について、「①住宅確保要配慮者の住まいに関する相談」、「②住宅確保要配慮者向け住宅の確保」、「③入居中の居住支援」の3つのテーマに大別して整理。

開催概要

- 【第1回(4月25日)】 テーマ:生活困窮者 【第2回(5月25日)】 テーマ:高齢者、障害者 【第3回(6月23日)】 テーマ:ひとり親、ケアリーバー
【第4回(7月25日)】 テーマ:自治体 【第5回(8月29日)】 テーマ:刑務所出所等 【第6回(10月11日)】 テーマ:不動産

WG構成員

<厚生労働省>

社会・援護局 総務課、保護課 保護事業室
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
障害保健福祉部 障害福祉課
老健局 高齢者支援課
子ども家庭局 家庭福祉課

<国土交通省>

住宅局 住宅総合整備課、安心居住推進課

<法務省>

保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

<自治体>

大牟田市、座間市

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
- ・一般財団法人 高齢者住宅財団

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
- ・公益社団法人 全日本不動産協会

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人
全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構

①住宅確保要配慮者の住まいに関する相談

- 住まいの確保に困ったときにどこに相談すればよいか分からない。
- 住宅確保要配慮者の属性は多様であり、複合的な課題を抱える方も多いため、住宅確保要配慮者からの住まいの相談に対応するためには、住宅分野だけではなく、医療・介護・障がいなどの福祉分野も含めた総合的な対応力が必要。
- 相談体制の持続可能性の確保が課題。
- 住まいの確保に困ったときの住まい探しの相談支援を行うことに加え、住まいの確保に困らないよう地域で住み続けられるような地域作りを行うことも重要。

②住宅確保要配慮者向け住宅の確保

- 住宅の質を確保しつつ、低廉な家賃、バリアフリー、立地など、住宅確保要配慮者のニーズに沿った多様な住宅・施設の選択肢が用意されていることが必要。
- 緊急時等に生活を落ち着けるために一時的に滞在できる場所も重要。
- 大家や賃貸住宅管理業者は、家賃滞納、孤独死、残置物処理等への対応に苦慮しており、住宅確保要配慮者に対する拒否感が未だにある。
- 住宅確保要配慮者の住宅探しは時間がかかる傾向にあり、仲介不動産業者の効率が上がらないことが課題。住宅確保要配慮者の住宅探しに協力的な仲介不動産業者を増やすことも重要。
- 住宅セーフティネット制度の認知度が低い。
- 居住支援におけるセーフティネット登録住宅の活用状況について検証が必要。
- 各市区町村において、居住支援協議会を中心として不動産関係団体と福祉団体との連携を深めることが必要。
- 各市区町村が、民間賃貸住宅の実態を把握し、公営住宅と民間賃貸住宅とのバランスを整理することが必要。
- 空室となっている公営住宅を柔軟に活用することが必要。また、公営住宅のストックとニーズにミスマッチがある。

③入居中の居住支援

- 賃貸借契約や家賃債務保証契約における緊急連絡先の確保等が課題。
- 住宅確保要配慮者の身元を保証する仕組みが必要。
- 家賃や入居時の初期費用の費用負担が課題。
- 住宅確保要配慮者が安定的な生活を送るためには見守り等の居住支援サービスが必要であり、これらは大家や賃貸住宅管理業者が安心して貸し出せる環境整備にもつながる。
- 入居中の居住支援と合わせて、死亡後の残置物の処理や賃貸借契約手続などの死後事務も重要。
- 見守りサービス、死後事務委任契約、孤独死保険などのサービスが広がり始めている。
- 居住支援法人がサブリースにより住宅確保要配慮者に住宅を提供する取組は、居住支援法人が責任を持って入居者の支援を行うため、大家や賃貸住宅管理業者が安心して貸し出すことができる。その際、立ち上げ費の負担が課題。
- 居住支援団体と不動産会社・関係団体・関係機関が、本人の同意を得た上で本人に関する情報を共有し、連携して支援に取り組むことが必要。
- それぞれの地域で居住支援が提供される必要があるため、市区町村単位での居住支援協議会が必要。
- 居住支援を行う人材の確保・育成が課題。
- 居住支援活動の持続可能性の確保が課題。
- 社会的な孤立状態にならないための、互助・共助の地域づくりが重要。

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

参考

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者	刑務所出所者等
関係者の連携	居住支援協議会（基礎自治体レベルの活動の充実）★						
ハード面の供給	生活困窮者自立支援制度（一時生活支援事業）★						
	保護施設★	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム★ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護所●	自立援助ホーム●	更生保護施設☆ 自立準備ホーム☆ (保護観察所に登録した NPO法人等の空き室)
	無料低額宿泊所	サービス付き高齢者向け住宅★	福祉ホーム★		母子生活支援施設★		
	公的賃貸住宅（公営住宅・地域優良賃貸住宅等）★						
	民間賃貸住宅：①登録住宅（入居拒否しない住宅）★、②改修費補助・低所得者の家賃低廉化★						
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	居住支援法人：①家賃債務保証●、②家賃債務保証保険						
	家賃債務保証会社（民間）：①家賃債務保証会社を登録☆、②家賃債務保証保険						
	生活保護制度 (住宅扶助費)★			身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★	
入居支援等 (相談、住宅情報、 契約サポート、 コーディネート等)	生活困窮者自立支援制度（地域居住支援事業）★、不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口(＝すまこま。)☆(※1)						
	居住支援協議会★、居住支援法人●(※2)						
生活支援 の提供	生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まい の確保に資する事業)	地域移行支援▲	ひとり親家庭住宅支援 資金貸付事業●		社会的養 護自立支 援事業★	生活環境の調整☆ 地域生活定着促進事業 (地域生活定着支援センター) (高齢者・障害者)●
	居住不安定者等居宅生活 移行支援事業★	(介護予防・日常生活支 援 総合事業)	地域生活支援拠点等 ▲	母子・父子 自立支援 員★	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金●	児童養護施設 退所者等 に対する自 立支援資金 貸付事業●	更生保護施設による 通所・訪問等支援事業☆
	保護施設★		障害福祉サービス等 (自立生活援助・地域定 着支援・居宅介護等)▲	ひとり親家庭等 日常生活支援事業★		自立援助ホーム●	緊急的住居確保・自立支 援対策事業☆ (自立準備ホーム)
	無料低額宿泊所	介護保険サービス▲		ひとり親家庭等 生活向上事業★			更生緊急保護の実施☆
		日常生活自立支援事業 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち 判断能力が不十分な人を対象)		母子生活支援施設★			
生活困窮者自立支援制度（地域居住支援事業）★							

【施策】

国交省

厚労省

こども家庭庁

国交・厚労共管

法務省

【実際の措置等】

国

都道府県、市町村

都道府県

市町村

(※1) すまこま。は「入居支援等」について対応。
(※2) 居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施(R3より、住宅と福祉の連携強化促進のため、地方公共団体を補助対象に追加)

(※3) ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。

※住まい支援に関する部分を抜粋

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。